

「九州ファインセラミックス・テクノフォーラム」 設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は、「九州ファインセラミックス・テクノフォーラム」(以下「KFC」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 KFCは、ファインセラミックスに関し、会員相互の研究、技術、市場情報の交流を行うことにより研究開発レベルの向上を図り、九州地域におけるファインセラミックス産業の振興、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 KFCは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) ファインセラミックスに関する研究、技術、市場情報等の交流、紹介
(2) ファインセラミックスに関する新知識、研究成果等の発表
(3) ファインセラミックスに関する講演会、講習会及び見学会等の開催
(4) その他、目的達成に必要な事業

(研究会等の開催)

第 4 条 研究会等の開催は、会員の意見、ニーズに基づき随時開催する。

(会員)

第 5 条 KFCの会員は、本会の主旨に賛同し入会を希望する法人および個人とする。

(入、退会)

第 6 条 本会に入会しようとするときは、入会申込書に会費を添えて申し出るものとする。但し会費については第 13 条の規定による。

2. KFCの会員が退会しようとするときは、その旨を書面をもって会長に届出るものとする。
(但し、既納の会費は返還しないものとする。)

(運営委員会)

第 7 条 KFCの運営を円滑にするため運営委員会を置く。
2. 運営委員は、会長が選任し、委員長、副委員長は委員の互選による。
3. 委員長の任期は 2 年とする。但し、再任はさまたげない。
4. 運営委員会は、本会の運営について必要な事項を審議決定し役員に報告するものとする。

(役員)

第 8 条 KFCに次の役員を置く。

(1) 会長 1 名
(2) 副会長 1～2 名
(3) 監事 2 名
2. 会長は会員の互選により選出する。
3. 副会長及び監事は会長が選任する。
4. 役員任期は 2 年とする。但し、再任はさまたげない。

(職務)

第 9 条 会長は、KFCを総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 監事は、KFCの収支状況を監査し総会において報告するものとする。

(名誉会長、顧問、参与)

第 10 条 KFCに名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
2. 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問にこたえる。
4. 参与は、本会の運営に関し意見を具申することができる。

(総会の開催)

第 11 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、年 1 回開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めた場合開催する。

(経費)

第 12 条 KFCに要する経費は、会員の会費およびその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 13 条 会費は、1 口につき年間 3 万円とする。
但し、会長の承認を得た者については軽減又は免除することができる。

第 14 条 KFCの運営に関する事務は、(一財)九州産業技術センターに委託する。

(会計年度及び事業年度)

第 15 条 KFCの会計年度及び事業年度は、第 3 3 期を平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとし、第 3 4 期以降を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(要綱の改廃)

第 16 条 設置要綱の改廃は、総会の承認を受けるものとする。

制定年月日 昭和 58 年 10 月 4 日
改定年月日 平成 9 年 10 月 15 日
改定年月日 平成 17 年 10 月 18 日
改定年月日 平成 20 年 10 月 14 日
改定年月日 平成 25 年 10 月 16 日
改定年月日 平成 27 年 10 月 13 日